平成２５年（フ）第１１０２号
大阪府大東市三箇１丁目６番20号
破産者　吉田　正一
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１４５号
大阪府守口市八雲北町２丁目10番５号　メゾンパラダイス103号、住民票上の住所大阪市阿倍野区昭和町１丁目11番９号
破産者　薮野　善克
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１６４号
大阪府茨木市庄１丁目11番12号　ハイツオオキタ庄301号
破産者　石橋　雅信
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９８号
大阪府河内長野市向野町765番地４―503号、開始決定時の住所大阪府河内長野市栄町31番８号
破産者　イーストインカンパニーこと　東内　誠
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２２０号
堺市堺区緑ヶ丘中町３丁２番７―202号、前住所堺市南区桃山台４丁３番12―２号
破産者　溝部　忠司
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２４６号
堺市北区新金岡町１丁２番15―208号
破産者　杉本　正則
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９５８号
広島市安佐北区落合５丁目13番３―304号、開始決定時の住所広島市安佐南区緑井３丁目11番８―404号　キングスフォーラム
破産者　瀬井　知徳
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８８７号
仙台市泉区将監４丁目28番５―301号
破産者　阿部なつみ（旧姓地主・武藤）
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６６号
東京都葛飾区高砂６丁目15番12号　アローシックスⅡ202、開始決定時の住所仙台市若林区石名坂８番地　ロックウエル石名坂101
破産者　細川　　悠
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第９６号
宮城県名取市増田４丁目７番45号
破産者　小畑　恵子
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１５号
秋田県湯沢市表町４丁目９番24号
破産者　富沢　賢一
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第１５６号
福島県郡山市安積町荒井字雷神24番地の１県営住宅01棟013号、住民票上の住所福島県郡山市富久山町福原字前物打９番地の20
破産者　関根　　仁
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第９５号
茨城県下妻市北大宝253番地
破産者　吉原　宏郁
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１３８号
茨城県筑西市玉戸1357番地　玉戸南市営住宅２号棟３階１号室
破産者　荒川　雅博
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１９号
茨城県古河市下片田704番地20
破産者　川田　隆司
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第３０４号
埼玉県本庄市児玉町児玉287番地
破産者　作美　光久
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２５５１号
横浜市磯子区氷取沢町150番地４　６棟101号
破産者　田村　活哉
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４４号
横浜市中区末吉町３丁目40番地２　ライオンズマンション伊勢佐木町第２―406号室
破産者　梶山　　晃
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部